

静岡県告示第597号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年8月25日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月25日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
藤枝天竜線	島田市川根町家山字ウスザハ3349番の9	令和2年8月25日